

令和4年4月

### 3次元データ納品工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者が希望する場合に、受発注者協議（別紙1）により、工事完成図書の一部として、3次元データの納品を実施することができる。

#### （定義）

第1条 3次元データ納品工事とは、完成形状の3次元計測を実施し、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いてデータ登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）工事である。

#### （利用システム）

第2条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

URL： <https://mycityconstruction.jp/>

#### （3次元データ納品の具体的内容）

第3条 3次元データ納品は、以下の作業を実施する。

##### （1）完成形状の3次元計測

静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の3次元計測を行い、完成形状の3次元計測報告書を提出する。

なお、3次元計測は、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。

##### （2）3次元データの納品

完成形状の3次元計測データ（LAS形式）をオンライン電子納品システムへの登録により納品する。工事完成図書には、オンライン電子納品システムから発行される電子成果登録証明書を添付する。

#### （実施手順）

第4条 3次元データ納品は、以下の手順により実施する。

##### （1）成果品登録

受注者は、オンライン電子納品システムに工事データ登録を行い、成果品として、完成形状の3次元計測データを登録する。過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合は、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行った上で、作業を行う。

##### （2）登録内容確認

発注者は、登録されたデータを確認し、承認作業を行う。登録されたデータに不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は修正し、再度登録を行う。

##### （3）登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品システムの登録確認書を発注者に提出する。

(データの取扱い)

第5条 完成形状の3次元計測データは、原則として公開に設定するものとする。

(積算の取扱い)

第6条 完成形状の3次元計測、3次元データの納品（オンライン電子納品システムの登録に要する費用を含む）に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(ICT活用工事の特例)

第7条 ICT活用工事を実施する場合、本特記仕様書に定める内容は、適用の対象外とする。

(工事成績)

第8条 3次元データ納品を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

